

写

参考資料 1-1

環保第2109号  
令和元年12月23日

大阪府環境審議会  
会長 石井 実 様

大阪府知事 吉村 洋文



大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

## (説明)

海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制のために必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）を推進するため、国は、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」を公布・施行し、平成22年3月に、同法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約10年が経過した現在においても、海岸に大量のごみが漂着しているだけでなく、漂流ごみや海底ごみが船舶の航行・漁場環境の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしています。さらに近年、海洋に流出したプラスチックごみや、5mm以下の微細なマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響について、国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

このため、平成30年6月に、海岸漂着物処理推進法が改正され、また、令和元年5月に、同法の改正を踏まえた基本方針の変更が閣議決定されました。

さらに、令和元年6月には、G20大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、その実現に向けた取組みが求められています。

つきましては、変更された基本方針と大阪湾の状況等を踏まえた、大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。